

令和7年3月

お客さまへ

大地みらい信用金庫

「破産管財人等特殊口座開設手数料」新設のお知らせ

平素より格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では、下記のとおり手数料を新設いたします。

お客さまにはご負担をおかけいたしますが、今後もお客さまにご満足いただける質の高いサービスの実現に取り組んでまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設する手数料

破産管財人等特殊口座開設手数料

2. 適用開始日

令和7年4月1日（火）より

3. 対象となるお客さま

以下の対象口座を新規に開設されるお客さま

4. 対象となる口座名義

破産管財人、相続財産管理人、相続財産清算人、相続財産預かり口、不在者財産管理人、遺言執行者、遺産承継人、遺言整理受任者、これらに準ずる目的で作成された名称の預金口座

5. 手数料金額

一口座開設につき、11,000円（消費税込み）

※ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上

